

注 意 事 項

- 1 この許可証を他人に貸したり譲渡したりしないこと。
- 2 損傷、紛失、盗難のときは直ちに届け出ること。
- 3 許可証の記載事項に異動を生じたときは10日以内に書換申請をすること。
- 4 次の場合は10日以内に許可証を返納すること。
 - ア 廃業したとき。
 - イ 許可が取り消されたとき。
 - ウ 許可証の再交付を受けた後旧許可証が発見されたとき。

(結) 第 84 号



金属くず商許可証

令和5年 11月 21日

茨城県公安委員会 印

